

建設現場で働く皆さまへ 建退共制度のご案内

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

▶加入できる事業主

建設業を営む方

▶対象となる労働者

建設業の現場で働く人

▶掛 金：日額 310 円

(令和3年 10 月から日額 320 円)

▶特 徴

- 国の制度なので安全、確実、申込手続は簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

- 掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震などにより災害救助法が適用された皆さまに対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

建退共から事業主の皆さまへのお願い

- 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。電子申請方式の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントを適正に充当してください。
- 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q & A など建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください。



■お問い合わせ先

建退共高知県支部

☎088-822-6181

無料調停手続相談会のご案内

調停とは、裁判所で行われ、国民の皆さまが民事や家事のトラブルで困ったときに、非公開で話し合いによる解決を基本として、手軽に、早く、安く、またプライバシーも守られ、しかも調停が成立すれば裁判による判決と同一の効力が生じる制度です。

無料調停相談会では、いろいろな問題を、手軽に、早く、安く解決するために調停制度を活用する方法について相談に応じます。予約は不要ですので、当日直接無料相談会場へマスクを着用してお越しください。なお、新型コロナウイルスの感染状況により相談会を中止する場合もあります。

▶相談内容

- 民事問題…損害賠償（慰謝料、交通事故など）、金銭貸借、立

- 替金、建物明渡、家賃など
- 家事問題…離婚、婚姻費用、財産分与、面会交流、養育費、相続（遺産分割）など

▶日 時

9月3日（金） 9：30 ～ 15：30

(受付は 15：00 まで)

9月24日(金)13:00～16:00

(受付は15:30まで)

▶場 所

高知県民文化ホール 1階

第 11 多目的室

▶相談担当者

民事・家事調停委員（弁護士調停委員を含む）

▶主 催

高知調停協会連合会

高知地区調停協会

■お問い合わせ先

高知調停協会連合会事務局

☎088-872-7884

募 空き家情報募集中

四万十町への移住定住促進と地域活性化を図ることを目的として、賃貸・売却を希望する空き家を募集しています。

▶募集する空き家

- 大規模な修繕を必要としないこと。
 - 所有者があきらかであること。(相続およびその他所有者以外の権利の設定がある場合は、賃貸・売却に関して関係者の承諾を得られている物件)
- ※活用については個別に対応させていただきます。

▶注意事項

四万十町は空き家情報の紹介や、必要な日程調整などは町で行いますが、物件の賃貸・売買に関する交渉・契約などに関しての仲介は一切行いません。

■お問い合わせ先

にぎわい創出課 ☎22-3281

「不審な電話や訪問」に注意

全国各地で、「厚生労働省」、「日本年金機構」、「委託業者」もしくは「社会保険庁」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号や家族構成、預貯金額を聞くなど、不審な電話や訪問があったなどというお問い合わせがあります。

また、年金関係の書籍を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというお問い合わせもあります。「日本年金機構ホームページ」にこれまでに寄せられた「不審な電話や訪問のケース」が紹介されておりますので、ご参照ください。なお、怪しいなどと感じましたら、お近くの年金事務所または警察にご連絡ください。

■お問い合わせ先

高知西年金事務所

☎088-875-1717

町民課

☎22-3117

大正 町民生活課 ☎27-0112

十和 町民生活課 ☎28-5112

募 四万十町教育委員会 職員募集

令和3年度 四万十町教育委員会 会計年度任用職員募集

四万十町教育委員会では、下記のとりの会計年度任用職員を募集します。

申し込みをされる場合は下記をご確認のうえ行ってください。

なお、この募集については、任用をお約束するものではありませんので、ご了承ください。

募集する職種など

▶職 種

JET プログラムコーディネーター

▶年 齢：制限なし

▶勤務日・勤務時間など

週 5 日 8：30 ～ 16：30

時給：1,201 円～ 1,287 円

▶業務内容・要件など

外国語指導助手の学校などへの派遣の調整や生活支援など

▶採用予定人数：1名

▶応募資格

- 学校教育や英語教育に理解のある方で一般的な事務処理（日本語による）やパソコン（文書作成、表計算ソフト）を操作できる方
- 英語能力（TOEIC レベル B：スコア 730 ～ 860 点程度、英検準1級程度）を有する方

▶手 当

- 期末手当：支給基準日に在籍して

いる方に対して、勤務期間に応じた手当を支給します。

- 通勤手当：一定の距離以上の通勤を対象として、支給します。

- その他、時間外勤務手当など：職務内容・勤務時間により、対象となる手当を支給します。

▶申込方法

教育委員会、大正・十和各地域振興局町民生活課に備え付けの申込書・履歴書に必要事項を記入し、資格などを確認できる免許などの写しを添付のうえ提出してください。運転免許取得者は、その写しも添付してください。四万十町のホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

*履歴書の職歴については、本町での職歴（旧町村の職歴を含む）を、特に詳細に記載ください。

▶**受付期間：8月12日(木)～31日(火)**
(土・日・祝日などの閉庁日を除きます)

▶**受付時間：8：30～17：15**
(12：00～13：00の時間を除く)

▶面接日時

令和3年9月中旬を予定（該当者へは別途通知します）

▶登録名簿の有効期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日

▶任用期間

令和3年10月1日～

令和4年3月31日まで

■提出・お問い合わせ先

四万十町教育委員会 ☎22- 2594

▶受付時間：8:30 ～ 19:00

※ただし、土曜日・日曜日は 10:00 ～ 17:00

▶開設場所

高知地方方法務局人権擁護課

※土・日は高松法務局人権擁護部

▶電話番号

0120-007-110(フリーダイヤル)

※IP電話からは接続できません。

▶取扱内容

いじめ、コロナ差別、ネットによる誹謗・中傷、体罰、児童虐待などの子どもをめぐる人権問題

▶その他

相談は無料、秘密は厳守します。

■お問い合わせ先

高知地方方法務局人権擁護課

☎088-822-3503

まちの情報広場

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。

募 町営住宅入居者募集

▶募集戸数：5 戸

▶募集住宅

金上野団地・3LDK、昭和第 5 団地・3LDK、大正新町団地・3DK、北ノ川第1団地・3DK、昭和井ノ上団地・1LDK

▶申込受付期限

8月3 1 日（火）必着

▶必要な書類

入居申込書・住民票・完納証明・所得を証明する書類

▶その他

- ①申し込みは1回の募集において1世帯につき1通に限ります。
- ②入居資格、申し込み方法などについては建設課までお問い合わせください。

▶申込書配布場所

建設課、大正・十和地域振興局、興津出張所

■お問い合わせ先

建設課 ☎22-3120

児童扶養手当現況届の提出をお忘れなく

8月は児童扶養手当現況届の提出月となっています。この届けにより、11 月分以降の受給資格および手当額の審査を行います。受給資格がある方に通知しますので、**受給資格者本人が、町民課へ提出してください。**

*現況届が未提出の場合、県からの手当の支給が差し止めとなる場合があります。

*6月末までに受給資格が認定された方を対象とします。

▶提出期限：8月 31 日（火）

▶時 効

現況届未提出のまま、2年を経過すると時効が発生し『**受給資格喪失**』となりますので、ご承知おきください。

■提出・お問い合わせ先

町民課

☎22-3117

大正 町民生活課 ☎27-0112

十和 町民生活課 ☎28-5112